SuMiTRUST年金ニュース

（平成３０年５月９日）

三井住友信託銀行　年金信託部

【厚生年金基金】

平成３０年度の自主解散型加算金利率及び清算型加算金利率

本日（平成３０年５月９日）、厚生労働省告示第２２０号、第２２１号により、平成３０年度の自主解散型加算金利率及び清算型加算金利率が、いずれも０．０３％であることが告示されました。

当該利率は、「解散をした年度における国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率」と定められており、毎年４月に発行される１０年国債の応募者利回り（当該利率が前年度１年間における１０年国債の応募者利回りの平均を上回る場合には、当該平均の利率）とされています。ただし、当該利率が零以下となる場合には、０．０１％とするとされています。

＜各利率の概要＞

利率の種類	概要
自主解散型加算金利率	自主解散型基金が納付猶予の特例措置（分割納付）を適用する場合の加算金（利息）の算出に用いる利率
清算型加算金利率	清算型基金が分割納付を適用する場合の加算金の算出に用いる利率

なお、各利率は解散をした年度に応じて利率が固定されます（当年度までの利率は下表のとおり）。

解散をした年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利率（年）	0.63%	0.37%	0.01%	0.01%	**0.03%**

（参考）

・厚生労働省告示第２２０号（自主解散型加算金利率）、第２２１号（清算型加算金利率）
http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20180509kokuji.pdf

三井住友信託銀行
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

（参考）解散計画提出先が分割納付を適用する場合の最低責任準備金算定方法

解散計画を提出した基金が分割納付により解散する場合、解散計画の適用開始日の属する月から解散認可日の翌日が属する月の前月まで、「解散計画適用開始日における不足相当額（※）」に付利する利率を自主解散型加算金利率とすることができます。

（※）平成２４年度末日以降解散計画の適用開始日の属する事業年度の前事業年度末までの各事業年度末における代行割れ相当額のうち、最も小さい額

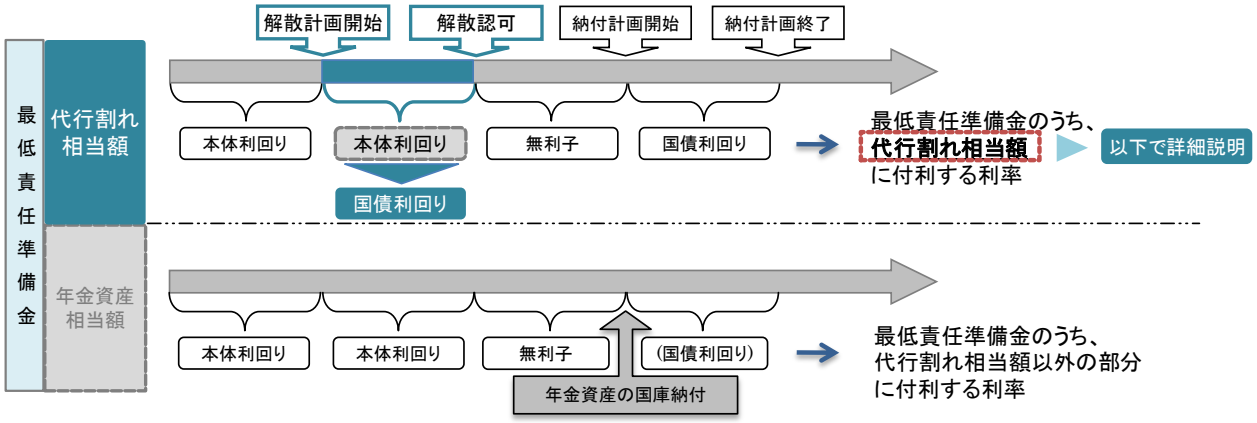

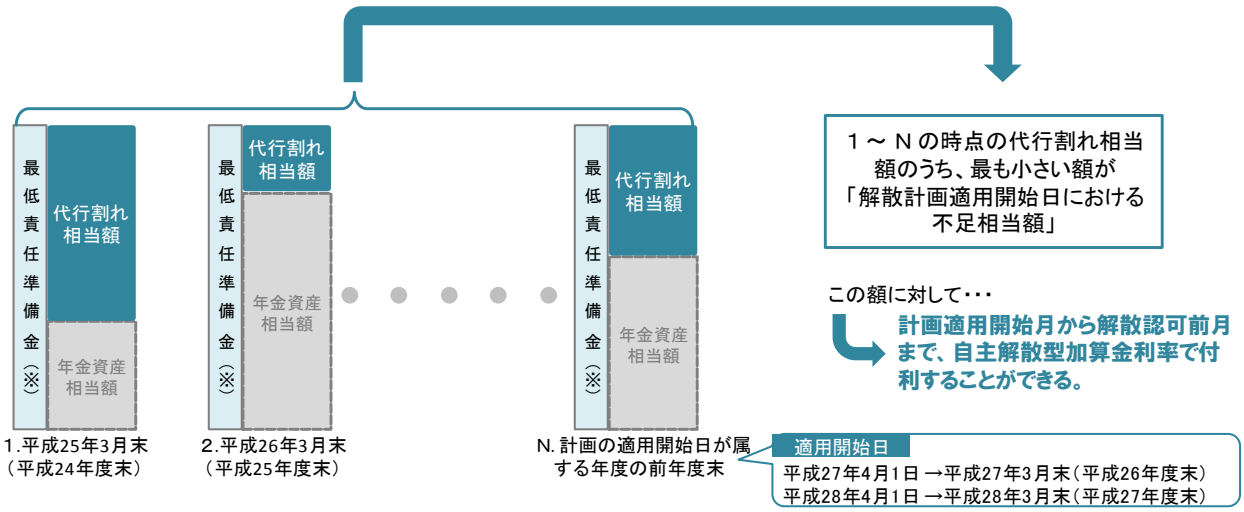

（※）最低責任準備金は期ずれ解消前後および代行給付費の算定方法（7号・みなし7号・年齢別3段階係数・0.875）等によって計算される複数の最低責任準備金の選択肢から選択したもの。

なお、納付額の特例による最低責任準備金（減額責任準備金相当額）は使用不可。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。　〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社　年金信託部　　〔電話番号〕03-6256-3595

三井住友信託銀行
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK